

## 改正 FIT 法成立 ～再エネ導入拡大と国民負担軽減は両立するか～



エネルギー自給率の向上と、CO<sub>2</sub>排出量が少ないエネルギー源として、政府は再生可能エネルギー（再エネ）の導入拡大に努めてきた。とりわけ、2012年7月に固定価格買取制度（FIT）が開始されてからは、同制度の対象となる再エネの導入量はほぼ倍増している（図1）。他方で、制度開始後の認定量の約9割が事業用太陽光発電であり、再エネ電源間でバランスがとれていないことや、賦課金が制度開始3年で既に約1.8兆円に達しており（図2）、国民負担増大の懸念が生じていることなど、課題も出てきている。

2015年7月に策定されたエネルギーミックスで示された2030年度の再エネ導入見通し（電源構成比で22-24%）を実現するためには、引き続き再エネ導入を進めることが必須であることから、政府はFITを適正に運用するための法律改正を行った。以下に2017年4月1日に施行される改正法の主な内容を概観し、今後の再エネ拡大について展望する。



### 未稼働案件の発生を踏まえた新認定制度の創設

太陽光発電事業は、他の4電源と比べて開発までのリードタイムが短いこともあり、これまでの認定量の9割を占めた。加えて、太陽光発電事業の中には、認定を取得したにもかかわらず運転開始に至っていない未稼働案件が大量に発生する問題が指摘されている。実際、買取価格が高い平成24～25年度の認定済の未稼働案件数は、全案件約117万件のうち、約36万件（=30%）に上っている。

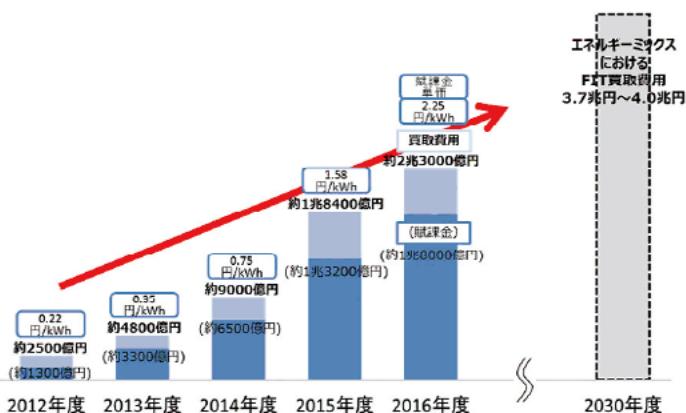
そうした未稼働案件への対応として、発電事業の実施可能性を確認した上で認定する新たな制度を創設することとなった。具体的には、認定要件として土地と設備の確保に加え、系統への接続契約締結を加えることが決まった。さらに、適切な事業実施を確保するため、事業実施中の点検・保守や、事業終了後の設備撤去・処理等の順守を求め、違反時の改善命令・認定取消を可能とする仕組みも導入される。

（図1）再エネ等による設備容量の推移



（出所）経済産業省 総合資源エネルギー調査会資料、2015年9月

(図2) 固定価格買取制度導入後の賦課金等の推移



(出所) 資源エネルギー庁「再生可能エネルギーの導入促進に係る制度改革について」  
2016年6月

### コスト効率的な導入

FITの開始後、買取費用総額は大きく膨らんでいる。資源エネルギー庁の試算によると、平成28年度の買取総額は約2.3兆円（平均的な家庭で毎月675円の負担）に達しており、コスト効率的な導入拡大が必須となっている。

現行制度では、買取価格は毎年度（必要に応じて半年ごと）、再エネの種別、設置形態、規模に応じて、効率的に事業が実施される場合に通常要すると認められる費用を基礎に、適正な利潤等を勘案して定めることとされている。しかしながら、実績値に基づくコストの積み上げでは、事業者のコスト低減努力につながらないことや、建設工事費の下げ止まり要因となっていることが指摘されている。実際、わが国の太陽光発電コストおよび買取価格は、主要国と比較して約2倍と非常に高い水準にある。

そこで買取価格の決定方式について、電気の使用者の負担軽減を図る上で有効である場合には入札を実施して買取価格を決定することができる仕組みの導入が決まった（図3）。入札制度は、大規模の事業用太陽光から実施される予定である。具体的な対象電源および入札参加要件については、調達価格等算定委員会の意見を聴いて決定される。

また、地熱や風力、中小水力、バイオマスなど、開発期間に長期を要する電源などについては、あらかじめ複数年（2~5年程度）にわたる調達価格を定めて、事業者の予見可能性を高めることで参入を促すとされている。

### 賦課金減免制度（一律8割）の見直し

そのほか、現行では国際競争力の維持・強化の観点から、電力多消費事業者に対して賦課金負担の8割を減免することになっているが、国民負担抑制のために同制度も見直すことになった。具体的には、国際競争力を強化するという制度の趣旨

(図3) 再生可能エネルギーの種別の価格決定方式

事業用太陽光	毎年決定 大規模太陽光は入札実施
住宅用太陽光	価格低減のスケジュールを示す
地熱 / 風力	リードタイムの長い電源について、複数年分を一括して決定
中小水力	※風力については、価格低減のスケジュールを示す
バイオマス	

(出所) 資源エネルギー庁「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)の改正について」2016年6月

を明確化するとともに、制度の対象となる事業者の省エネの取組状況を確認し、取組状況に応じた減免率の設定を可能とするよう見直しが行われる。

### 電力システム改革の成果を活かした効率的な電力の取引・流通の実現

加えて、国全体でFIT電気を広域的・効率的に使用することにより再エネのさらなる導入拡大を図るため、買取義務者を小売電気事業者から系統運用・需給調整に責任を負う送配電事業者に変更する。また、送配電事業者が買い取った電気は原則として卸電力取引市場において売買することを義務づける。その上で、電源を特定した供給が必要となる場合などには、再エネ電気卸供給約款に基づく送配電事業者と小売電気事業者との相対供給を可能とする。

### 今後はFITの見直しと出口戦略と両睨みの必要

今般の改正で、国民負担の増大にはある程度歯止めがかかるだろう。例えば太陽光発電の入札制度の導入により、事業者間で競争原理が働くようになり、よりコストの低い電源から買い取られることになる。他方、系統接続問題や地域との関係、燃料の安定調達など、コスト面以外の要因で導入が進まない風力、地熱、バイオマス発電等に関しては、引き続き再エネ種ごとの課題に即したきめの細かい導入促進策が求められよう。

長期的にはFITに頼らない再エネ導入促進が実現する必要がある。わが国に先行してFITを導入した欧州諸国における試行錯誤の経験を参考に、今後はFIT自体の見直しと同時に、その出口戦略および全面自由化後の電力市場も含めたインフラ整備と費用負担のあり方なども早急に検討しておくことが重要である。

国際航業株式会社 調査研究開発部

上席主任研究員 山本美紀子

2016年9月